

第2回門真市上下水道事業経営審議会



令和3年10月28日

門真市環境水道部



「門真市水道事業ビジョン (改定版)」 (案) の概要



門真市水道事業ビジョンの改定について

- 門真市水道事業ビジョン（ビジョン）策定後の各施策の進捗状況等を踏まえ、ビジョンに掲載している各施策の具体的な実現方策、数値目標、財政計画を中心に、必要な事項の改正を実施
(将来推計、財政計画等については、次回の第3回門真市上下水道事業経営審議会で提示)
- ビジョンの基本理念、理想像、施策体系そのものについては、計画期間全体における水道事業の根幹となる姿勢を示すものであるため、変更は実施しない。

※ 第1回門真市上下水道事業経営審議会資料3 「門真市水道事業ビジョンの中間見直しについて」の「中間見直しの範囲（基本的な考え方）」を参照



門真市水道事業ビジョンの改定内容（本編）

項 目	改 定 内 容
第 1 章（門真市水道事業ビジョン策定の背景）	必要な時点修正を実施
第 2 章（門真市水道事業の概要）	必要な時点修正を実施
第 3 章（現状評価と課題）	令和 2（2020）年度時点での数値更新を行い、 説明文、グラフ等の更新を実施
第 4 章（将来の事業環境）	中間見直し段階における推計値等の更新を行 い、説明文、グラフ等の更新を実施 <small>※将来推計値等については第 3 回審議会で提示</small>
第 5 章（基本理念と理想像）	改定なし
第 6 章（目標設定と推進する実現方策）	令和 2（2020）年度までの進捗状況及び第 1 回審議会の審議内容を踏まえた更新を実施
第 7 章（検討の進め方とフォローアップ）	改定なし



門真市水道事業ビジョンの改定内容（資料編）

項 目	改 定 内 容
資料 1（用語解説）	必要な時点修正を実施
資料 2（門真市水道事業経営審議会・パブリックコメント）	令和 3（2021）年度の審議スケジュールを踏まえ、後日更新予定
資料 3（財政計画）	中間見直し段階における推計値等の更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施 <small>※将来推計、財政計画等については第 3 回審議会で提示</small>
資料 4（耐震化計画）	令和 2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
資料 5（水安全計画の概要）	必要な時点修正を実施
資料 6（アセットマネジメントの概要）	令和 2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施



第2回審議内容における改定のポイント

①

- 水道法の改正等による「広域連携」に関する項目の新設（改定版（案）37ページ関係）

②

- 第1回審議会での審議内容及び令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直し（改定版（案）39ページ～46ページ関係）

③

- 業務指標について、令和2年度末における時点修正及び文章表現を修正（改定版（案）11ページ～30ページ関係）

①

水道法の改正等による「広域連携」に関する項目の新設



広域連携について（その1）

資料2（改定版）（案） 37ページ

1. 国、大阪府等の動向について

(1) 水道法の改正

平成30（2018）年に水道法が改正され、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化及び深刻化する人材不足等、水道事業が直面する課題に対応し、水道の基盤の強化に関する措置が規定され、広域連携の推進が求められることになった。

(2) 大阪府の動向

平成30（2018）年に大阪広域水道企業団及び府内の全水道事業者が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設置し、「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」を取りまとめた。

今後、府域全体を計画区域とした水道基盤強化計画の策定に向けた検討が進められる。



広域連携について（その2）

資料2（改定版）（案） 37ページ

1. 国、大阪府等の動向について（続き）

(3) 大阪広域水道企業団との事業統合について

現在、府内14市町村の水道事業体（※）が大阪広域水道企業団と事業統合している。
その他の団体においても、令和6（2024）年度の事業統合に向け、検討、協議が進められている。

※ 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、
河南町、千早赤阪村（能勢町は令和6（2024）年4月予定）

注）大阪広域水道企業団・・・大阪府より継承した水道用水供給事業及び工業用水道事業を行うため、大阪市を除く
府内42市町村が構成団体となり、平成23年4月1日に設立された組織（一部事務組合）

2. 本市水道事業の動向について

現状においては、大阪広域水道企業団との事業統合について具体的な検討には至っていないが、
水道の基盤強化に向けた広域化の検討においては、大阪広域水道企業団や未統合の水道事業体の
動向も見据えながら、様々な検討を行う必要がある。

②

第1回審議会での審議内容及び令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直し



「目標設定と推進する実現方策」について（その1）

資料2（改定版）（案） 39ページ～42ページ

具体的な実現方策	改定内容
事業1-1 人材育成施策の実施	法定資格内訳の見直しにより、対象資格数を14資格から12資格に変更
事業1-2 近隣水道事業者との 業務共同化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団との広域連携を見据え、名称を「近隣水道事業者等との広域化・業務共同化の推進」に変更するとともに、広域連携を検討する旨の文章を追加 ・令和2（2020）年度までの進捗状況を踏まえ、目標設定を変更（第1回審議会提示済）
事業1-3 効率的な民間活用	具体的な実現方策について表記を修正
事業2-1 水道料金体系の最適化に 関する検討	現行ビジョンの計画期間の終期である令和8（2026）年度までに水道料金体系の最適化に関する検討を進める旨を追加
事業2-2 確実な水道料金の徴収	令和2（2020）年度までの進捗状況を踏まえ、目標設定を変更（第1回審議会提示済）
事業3-2 情報提供の充実化	具体的な実現方策について表記を修正

「目標設定と推進する実現方策」について（その2）

資料2（改定版）（案） 43ページ～46ページ

具体的な実現方策	改定内容
事業5-1 最重要管路路線耐震化事業の実施	第1回審議会での委員からの意見を踏まえ、具体的な実現方策について表記を修正
事業5-2 配水池耐震化事業の実施	平成30（2018）年度に事業完了、目標達成した旨の表記を追加（第1回審議会提示済）
事業6-2 応援協定の充実化	第1回審議会での委員からの意見を踏まえ、具体的な実現方策及び目標設定の表現について、 実効性のある見直し、取組みを行う旨 の表現を追加
事業6-3 必要な資機材の確保	第1回審議会での委員からの意見を踏まえ、具体的な実現方策及び目標設定の表現について、 必要性及び優先度を考慮した保有計画 を作成する旨の表現を追加

○その他 「最重要管路の耐震化計画図」及び
「水質監視エリアと現給水モニター位置図」を更新

③

**業務指標について、
令和2年度末における時点修正
及び文章表現を修正**

業務指標の数値更新について

資料2（改定版）（案） 11ページ～30ページ

《改定内容》

- 「水道事業ガイドライン」に基づく業務指標（P I）に基づき、令和2（2020）年度末における時点修正及び説明文、グラフ等の修正を実施

注）「水道事業ガイドライン」は、平成28（2016）年に規格が改正されたことから、今回の中間見直しにおいては改正された規格に基づく指標名に修正しています。

- 以下、水道事業ビジョンに掲載の項目について、分野ごとに数値の推移等を説明します。

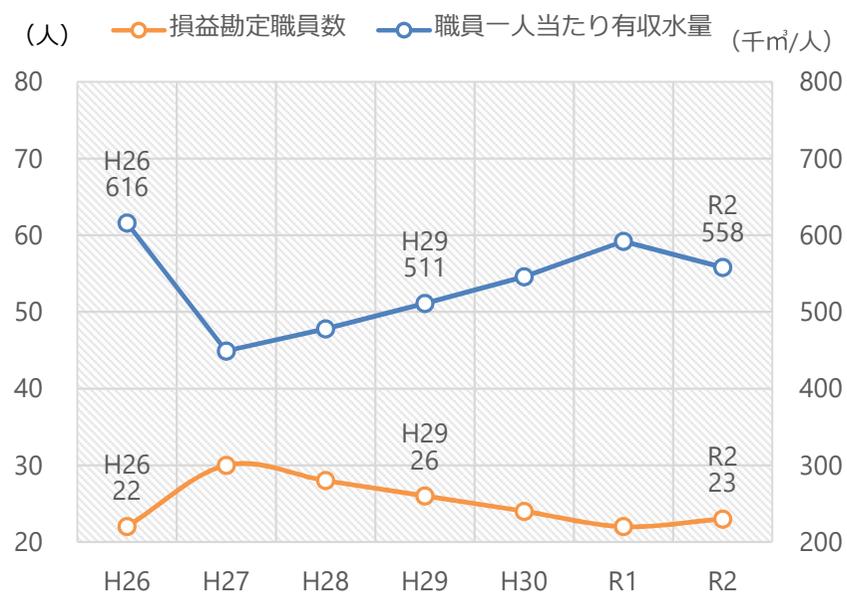
注） 数値については、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までの動向を反映



■ 職員一人当たり有収水量

資料2（改定版）（案） 13ページ

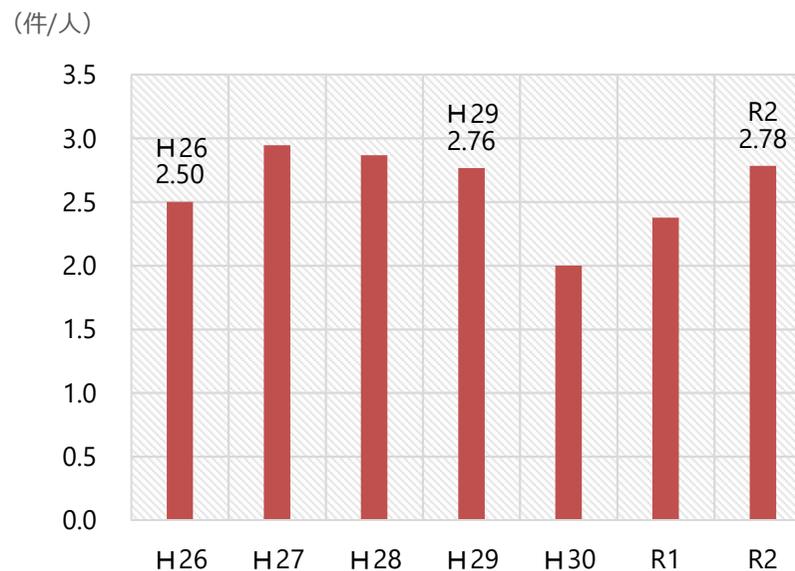
- ・有収水量とは、水道料金徴収のもととなる水道水の量のこと。
有収水量が減少する中であっても、職員一人当たり有収水量は増加傾向にある。
- ・有収水量は減少傾向にあることから、業務の効率化を行っていく必要がある。



■ 水道技術に関する資格取得度

資料 2（改定版）（案） 14ページ

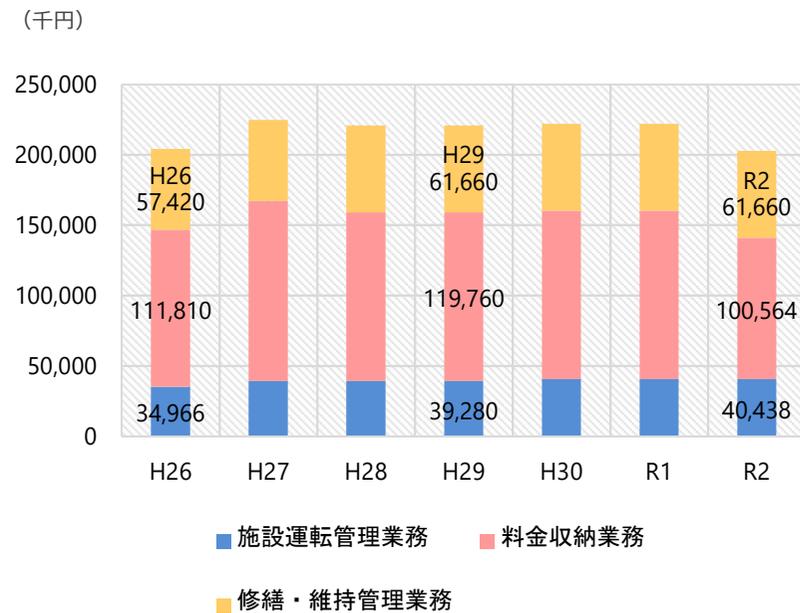
- 平成26（2014）年度から増加してきたが、平成29（2017）年度からは変動が大きくなっている。
- 当該指標の向上により、人事異動や職員構成の変化に対しても安定した事業運営を行うことが可能になる。



■ 主な業務委託費の動向

資料 2（改定版）（案） 15ページ

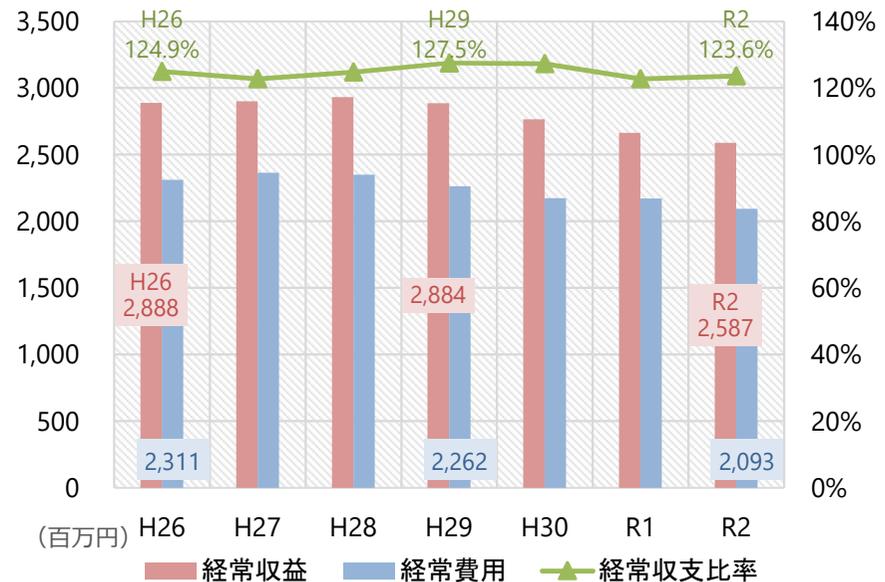
- 「修繕・維持管理業務」「料金収納業務」「施設運転管理業務」の業務委託費の合計を示す。
- 業務委託費の合計は、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度にかけてほぼ横ばいである。



■ 経常収支比率

資料 2（改定版）（案） 16ページ

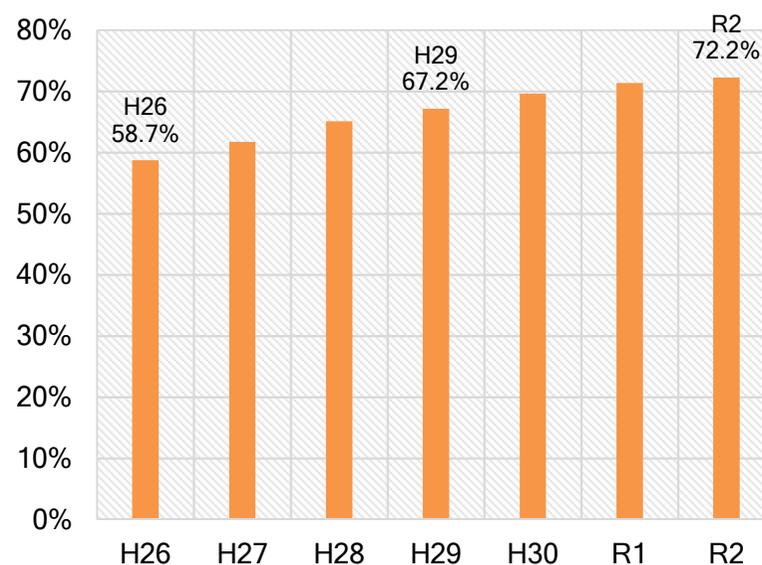
- 経常収支比率とは、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表す指標で、経営状況の安定性を示すもの。
- 平成26（2014）年度から令和2（2020）年度にかけては125%前後の数値であり、府内類似団体、全国類似団体平均に比べても良好な水準にある。
- 人口減少等により営業収益が減少傾向にあることから、引き続き収支バランスを踏まえた事業運営が必要。



■ 自己資本構成比率

資料2（改定版）（案） 17ページ

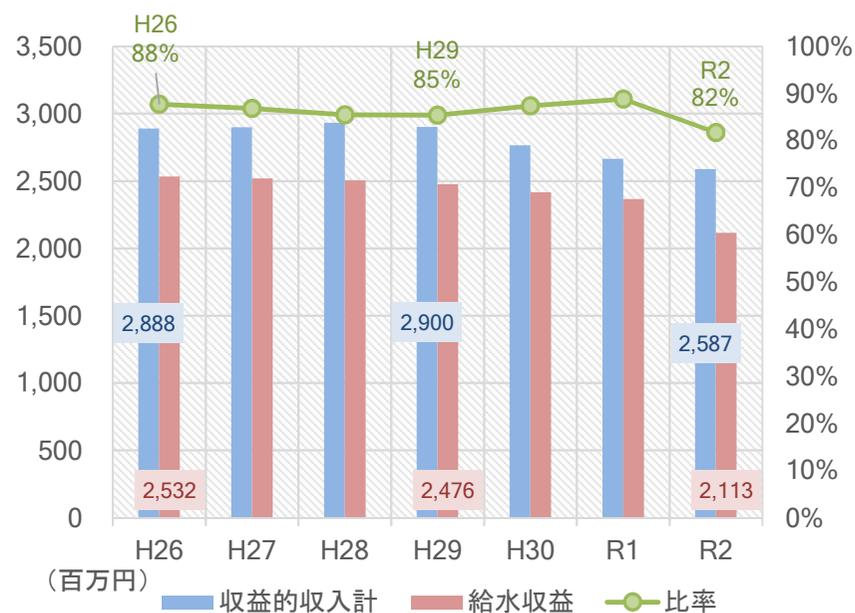
- 自己資本構成比率とは、総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合を示し、高い方が財務的に安定している。
- 平成26（2014）年度以降数値が上昇しており、財務的に安定している傾向を示している。



■ 収益的収入に対して給水収益が占める割合

資料 2（改定版）（案） 18ページ

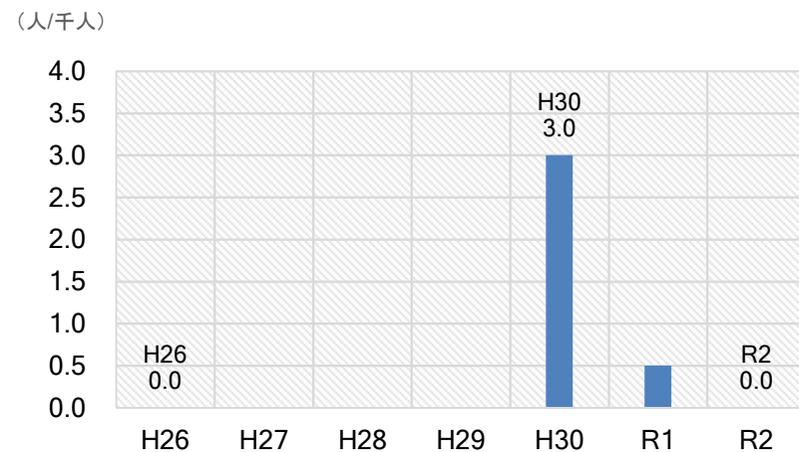
- 平成26（2014）年度から令和2（2020）年度における割合は、平均して88%と高い数値を示している。
- 本市水道事業は、給水収益（水道料金）が主な収入であることを示している。
- 令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置等により、割合が減少している（減免措置分の一部は、一般会計から補填）。



■ アンケート情報収集割合

資料2（改定版）（案） 19ページ

- 平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度にアンケート調査を実施した。
- 令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント開催時等におけるアンケートを実施していない。
- 今後、アンケートの収集方法等「ニーズ把握」について検討が必要。



■ 給水栓水質検査（毎日）箇所密度

資料 2（改定版）（案） 20ページ～21ページ

- 「水質検査箇所密度」は「給水栓水質検査（毎日）箇所密度」に変更、「連続自動水質監視度」は指標廃止。
- 本市においては、市内7か所の給水モニターにより監視を実施。
- 監視状況については、十分な水準を満たしている。

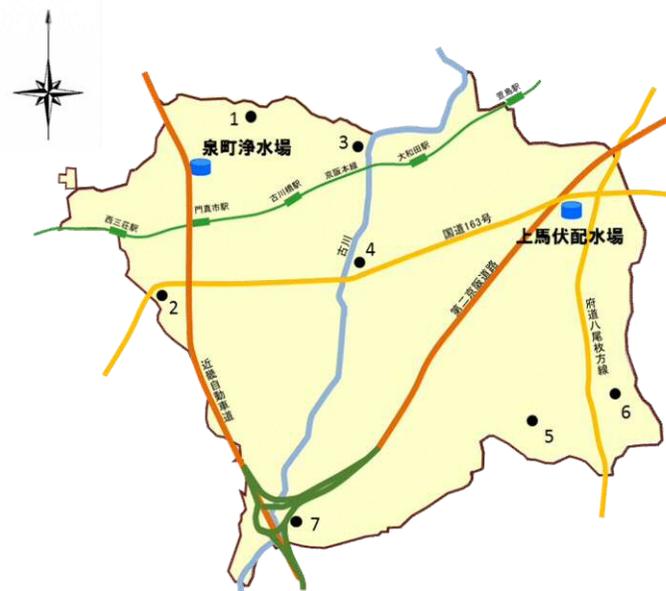


給水モニター内観



給水モニター外観

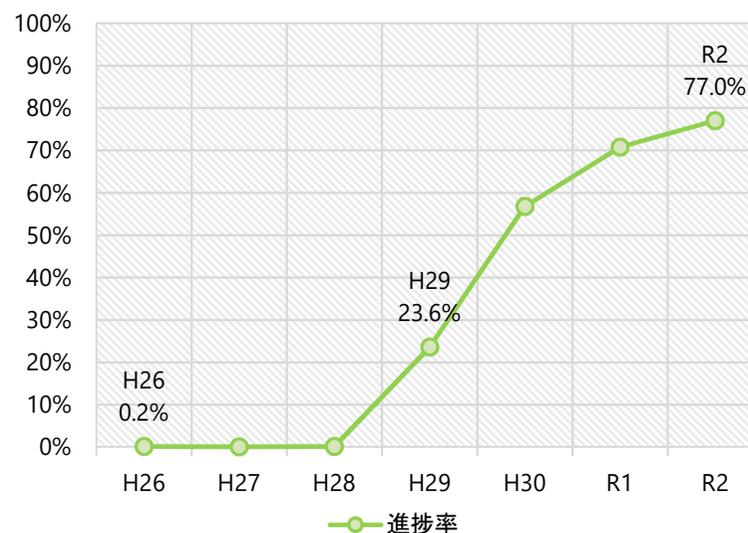
• 給水モニター位置図



■ 貯水槽水道指導率

資料 2（改定版）（案） 22ページ～23ページ

- 貯水槽水道は「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分され、特に小規模貯水槽水道については、市長部局と並行して指導を行っている。
- 平成29（2017）年度から指導方法を変更した結果、令和2（2020）年度の貯水槽水道指導率は77.0%（小規模貯水槽水道は100%）と安定している。



令和8（2026）年度における目標値 75%

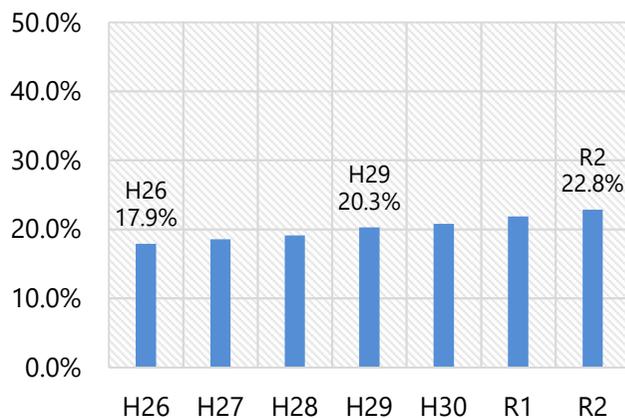
■ 管路の耐震化率、経年化管路率

資料 2（改定版）（案） 24ページ～25ページ

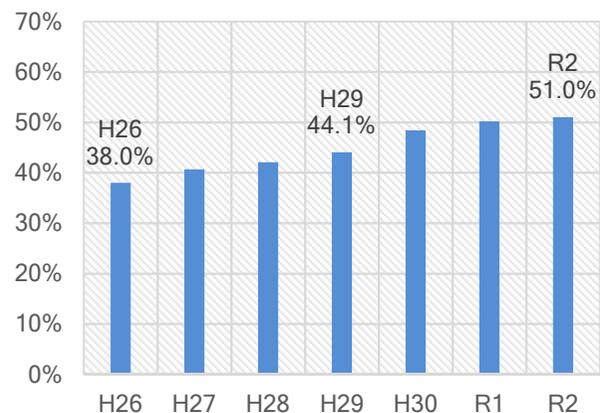
管路の耐震化率については、増加傾向を示し、令和 2（2020）年度で22.8%となっている。

経年化管路率については、徐々に増加し、令和 2（2020）年度で51.0%となっている。

● 耐震化率のグラフ



● 経年化管路率のグラフ



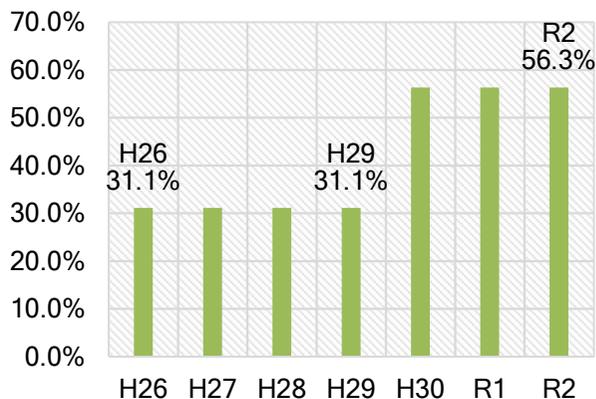
令和 8（2026）年度における目標値
29.1%（管路全体） 60.2%（最重要管路）

■ 配水池耐震施設率、ポンプ所耐震施設率

資料 2（改定版）（案） 25ページ～28ページ

配水池耐震施設率は、平成30（2018）年度に上馬伏配水場 4 号配水池が完成したことで56.3%に上昇している。

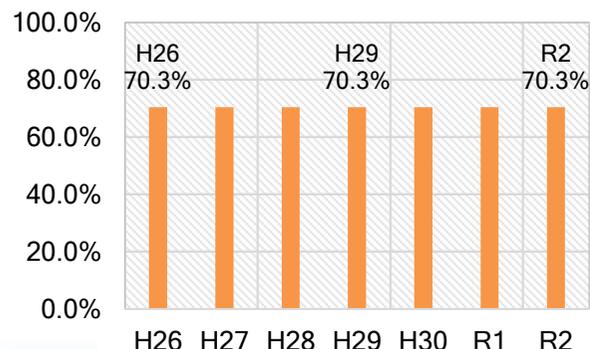
● 配水池耐震施設率のグラフ



平成30（2018）年度目標達成
災害発生時でも1人当たり約100ℓ
（約1週間分）の水を確保

ポンプ所耐震施設率は、令和 2（2020）年度で70.3%となっている。ただし、法定耐用年数（50年）を超過している設備もあり、今後の更新工事で改善する予定である。

● ポンプ所耐震施設率のグラフ



令和8（2026）年度における目標値 100%

■ 給水車保有度

資料2（改定版）（案） 29ページ

- ・ 給水車保有度は、災害発生時等に応急給水が可能である車両（給水車）を給水人口1,000人あたりどれくらい保有しているかを示した指標であり、本市では1台を有している。
- ・ 本市の給水車保有度は、府内類似団体平均及び全国類似団体平均と同様となっている。